**旧脇坂屋敷使用届出書**

令和　　年　　月　　日

た つ の 市 長 様

申請人 住 所　〒

氏 名

電 話

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ 使用室 | 東部棟　　　　中間棟　　　　西部棟 | |
| ２ 使用目的 |  | |
| ３ 使用日時 | 令和　　年　　月　　日（　曜） | 午前・午後 時 分から  午前・午後 時 分まで |
| ４ 使用人員 | 名 | |
| ５ 使用責任者 |  | |
| ６ 使用備品 |  | |
| ７ 復旧方法 | 使用後、届け出をした日時内に清掃し、原状に回復し、  ゴミ等は持ち帰ること。 | |
| ８ その他 |  | |

条　　　　件

１　使用目的以外の用途に使用しないこと。また、許可を受けた以外の室に立ち入らないこと。

２　許可なく、建物の壁、柱などにくぎを打ち、又はセロテープなどをはって伝統的なたたずまいを壊さないこと。

３　許可なく、展示物などを移動させないこと。

４　許可なく、設備、展示物などを持ち込まないこと。

５　責任者は、備付けの火気を使用する場合は、取扱いに注意すること。

６　責任者は、許可を受けて使用した者が、施設、設備、展示物、庭園、資料等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、速やかに届出をし、市長の定める損害額を賠償すること。

７　既に使用の許可を受けた者であっても、本市において公益上その他必要のあるときは、許可を取り消すことがある。

８　責任者は使用後、許可を受けた日時内に清掃し、原状に回復し、ゴミ等は持ち帰ること。

９　その他係員の指示に従うこと。